

X-100  
X-7  
100-19

平衡交付金制度開始以降の義務教育費

27 1 30

単位100万円

1 義務教育費は地方財政にどのように影響しているか

年 度	都道府県税 <sup>A</sup>	配付税又は 平衡交付金	義務教育費 国庫負担金	計 <sup>B</sup>	義務教育費 <sup>C</sup>	対税収割合 <sup>C/A</sup>	対地方一般 財源割合 <sup>C/B</sup>
24年度	69,949	36,067	22,232	128,248	45,972	65.7%	35.8%
25年度	69,532	70,976	—	140,508	52,296	75.2%	37.2%
26年度	111,197	81,500	—	192,697	77,017	69.3%	40.0%
27年度	118,263	85,000	—	203,263	89,342	75.5%	44.0%

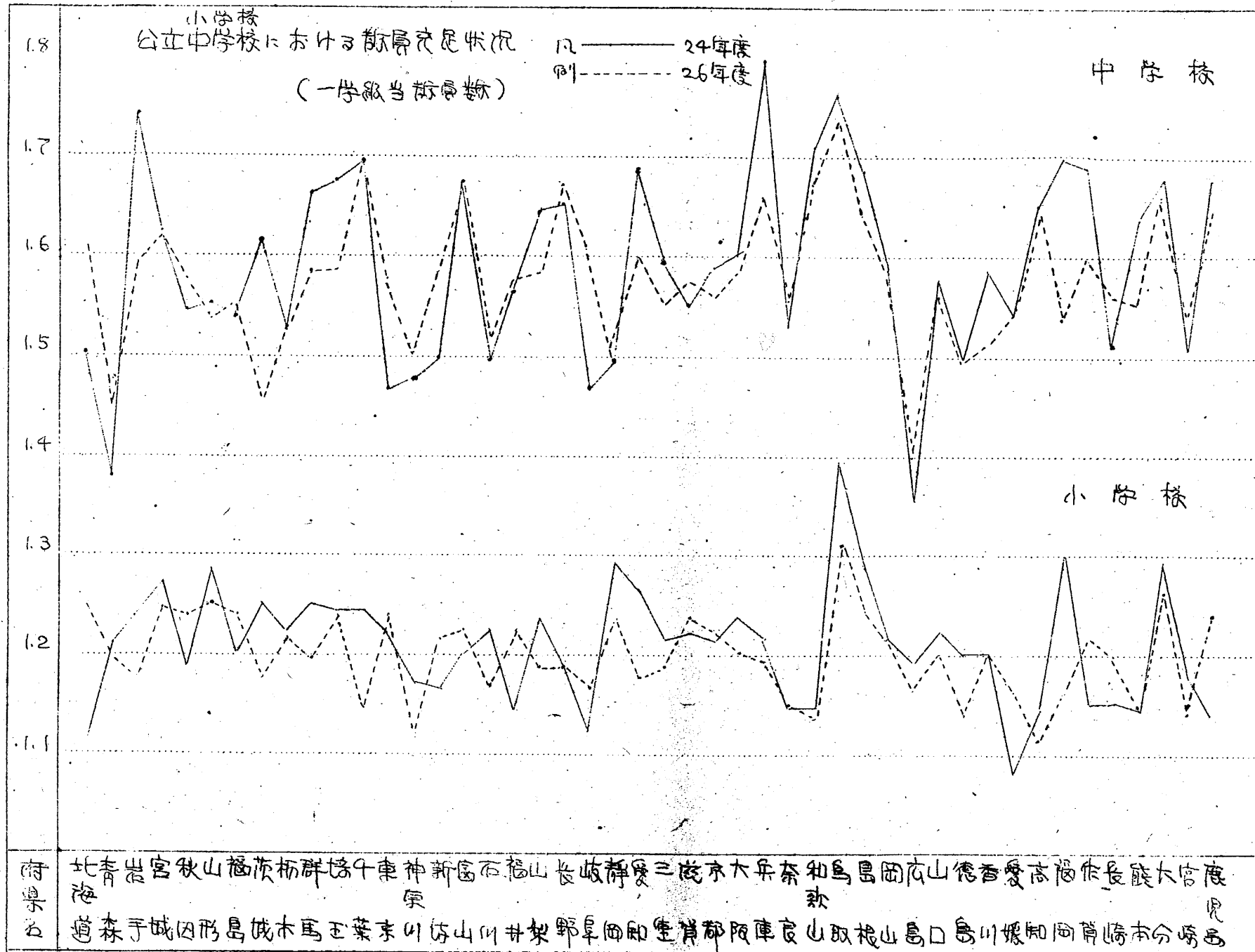
註 義務教育費は教職員給与関係費で都道府県負担分

2 この義務教育費に対して国庫はどれだけ財源保障しているか

年 度	義務教育費 <sup>A</sup>	義務教育費 国庫負担金	配付税を財源 とする額	平衡交付金を 財源とする額	計 <sup>B</sup>	国庫保障率 <sup>B/A</sup>
24年度	45,972	22,232	8,076	—	30,308	65.9%
25年度	52,296	—	—	34,658	34,658	66.1%
26年度	77,017	—	—	41,810	41,810	54.3%
27年度	89,342	—	—	43,605	43,605	48.8%

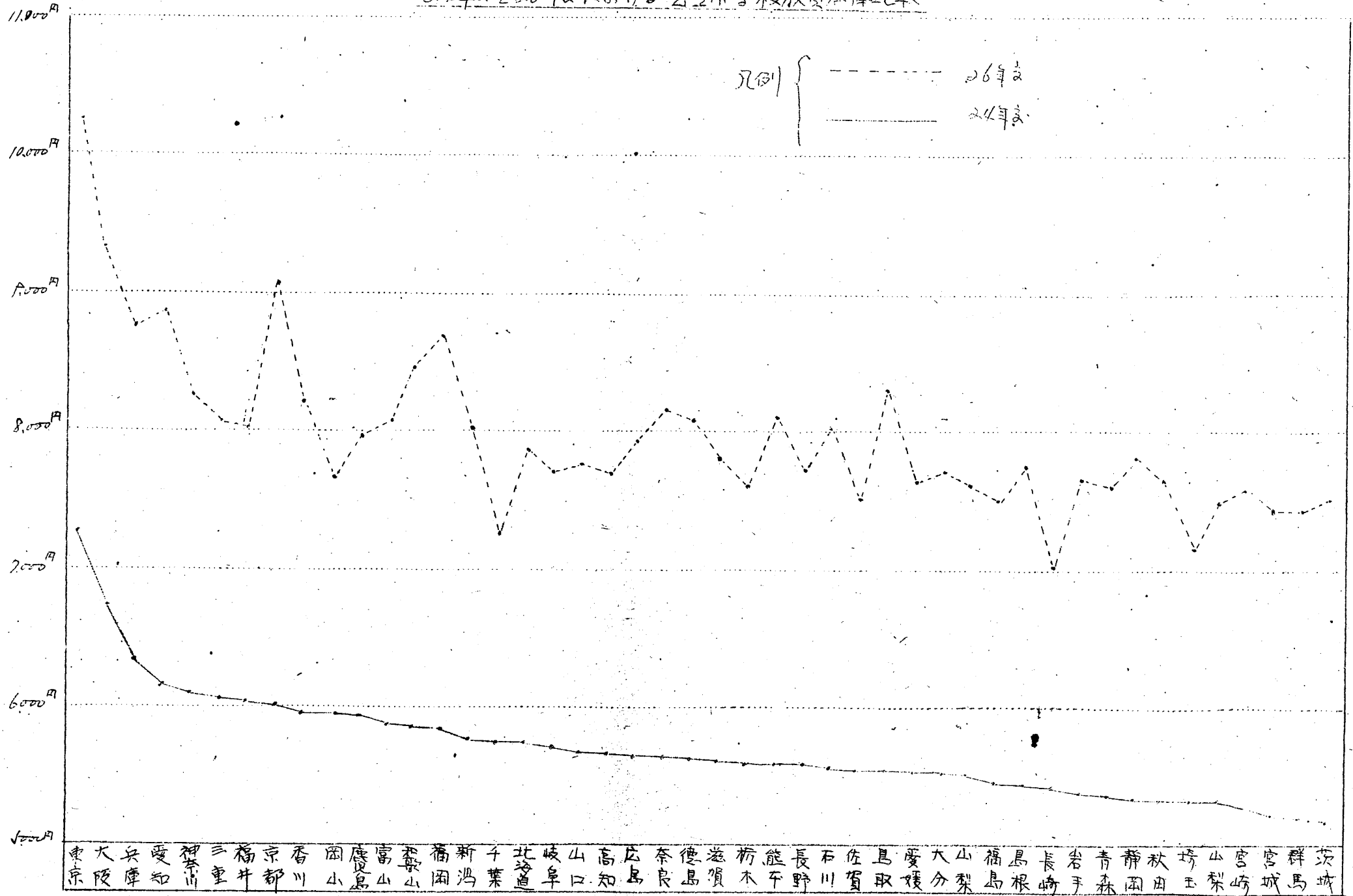
- 註 (1) 配付税を財源とする額は、独立税と配付税の合計額に対して配付税の占める割合を義務教育費（地方負担分）に乗じた額によつて推定した。
- (2) 平衡交付金を財源とする額は、小・中学校の基準財政需要額が総基準財政需要額に占める割合を、都道府県平衡交付金に乗じた額によつて推定した。27年度は基準財政需要額中に占める義務教育費の比率が26年度と変りないとすれば上記のように推定される。

相良 3



3

24年と26年における公立小学校教員本俸比較



X-100



義務教育に対するPTA会費等による寄附金調

(単位100万円)

区分	年度	一般経常費に対する寄附	施設関係経費に対する寄附	計
小学校	24年度	3939	1434	5373
	25年度	2505	1462	3967
中学校	24年度	2276	2971	5247
	25年度	1390	1693	3083
計	24年度	6215	4405	10620
	25年度	3895	3155	7050

文部省行財政調査による

最低義務教育費の国庫保障計画試算

27 1 25 単位100万円

1 28年度最低義務教育費(概算推定)

区分	教員給	維持費	施設費	計
小学校	55372	19380	7295	82047
中学校	34237	11983	4113	50333
盲ろう学校	952	333	68	1353
計	90561	31696	11476	133733

都道府県分 90894 (A)

市町村分 42839 (B)

2 地方公共団体において負担すべき額

都道府県 (C) 45678・・・27年度所得税予算額の19%に相当する額

市町村 (D) 22162・・・27年度固定資産評価額の  $\frac{5}{1000}$  に相当する額

計 67840

3 国庫から負担すべき額

都道府県分 (A) - (C) 45216

市町村分 (B) - (D) 20677

計 65893

註 (1) 維持費は、教員給の35%とする。

(2) 施設費は、坪当り単価23000円とし、40年償却とみて計算。

X-100

7

最低義務教育費の国庫保障計画試算

27 1 25 (単位100万円)

1 27年度最低義務教育費(暫定措置)

区分	教員給	維持費	施設費	計
小学校	55467	16640		72107
中学校	33073	9922		42995
盲ろう学校	802	241		1043
計	89342	26803		116145

都道府県分 89583 (A)

市町村分 26562 (B)

2 地方団体において負担すべき額

都道府県 44557 (C)・・・26年度所得税予算額の19%に相当する額

市町村 12928 (D)・・・26年度固定資産評価額の $\frac{5}{1000}$ に相当する額

計 62485

3 国庫から負担すべき額

都道府県分 (A) - (C) 45026

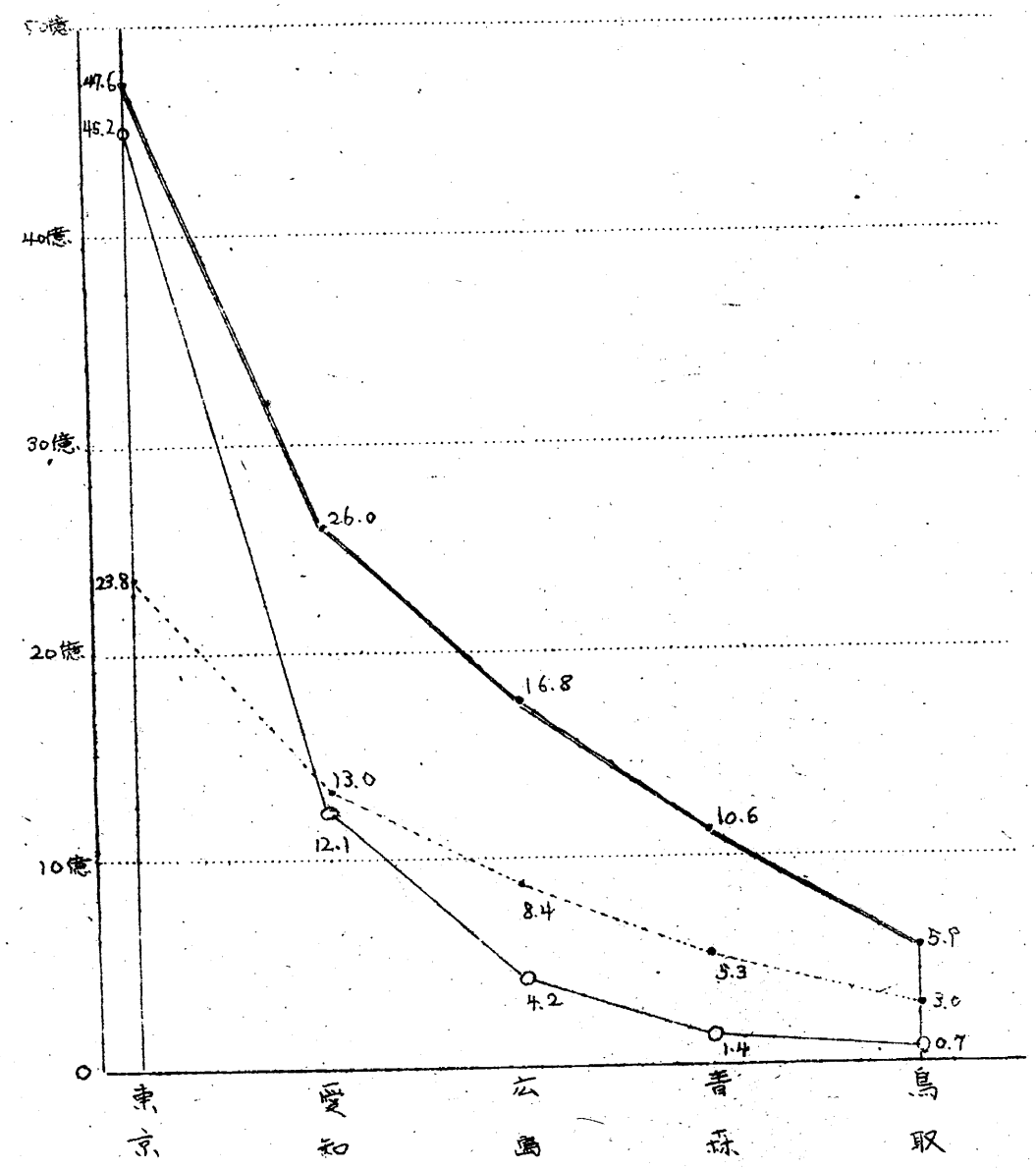
市町村分 (B) - (D) 8634

計 53660

X-100

資料入

この制度による国庫負担と従来の半額国庫負担との比較  
(新道庁平均)



凡例  
 — 義務教育費  
 — 所得税 10%  
 - - 義務教育費の 1/2

(註) 埼玉は所得税 10% をとることとした  
 臨時の資料である。